

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例

人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（花火，爆竹，バーベキュー等を行う場合の配慮義務）

第13条の2 何人も，花火（法令に基づく許可等を得て行うものを除く。），爆竹，バーベキュー等を行う場合には，音，煙，燃え殻等が発生するこれらの特性を考慮し，その時間帯及び周辺の状況等に十分配慮しなければならない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。